

令和 8 年度 第 1 回文化振興審議会議事録

- 1 開催通知年月日 令和 8 年 5 月 2 2 日 (金)
- 2 開催年月日及び時刻 令和 8 年 5 月 2 8 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 ～ 1 2 時 0 0 分
- 3 開催場所 近江八幡市役所 3 階 特別会議室 2
- 4 出席委員名 (敬称略) 中川幾郎、辻喜代治、國松完二、浅岡徹夫、
疋田三保、中西和子、雪吹薫、野瀬準子
- 5 欠席委員名 (敬称略) 高島知佐子、小林孝子
- 6 事務局出席者 川端統括監、辻部長、浅田課長、城課長補佐、
吉田主査、岡本主任主事
- 7 審議事項
 - (1) 近江八幡市文化振興基本計画進捗状況について
 - (2) 第 2 期近江八幡市文化振興基本計画の策定について
- 8 報告事項
 - (1) 令和 7 年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金採択事業実績について
 - (2) 令和 8 年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金の採択結果について
 - (3) 令和 8 年度地域未来交付金の事業補助金の採択結果について

開 会 (午前 1 0 時 0 0 分)

定刻となり統括監が挨拶。続いて、委嘱状の交付。その後、委員総数 1 0 名中 8 名の出席により、市文化振興審議会規則第 3 条第 2 項に定める定足数を満たすため、審議会が成立していることを確認。

市文化振興審議会規則第 2 条第 1 項、第 2 項において、会長・副会長にそれぞれ中川会長、辻副会長を選定。

議事録署名人に、中川会長と、國松委員を選出。同規則第 3 条第 1 項により会長が議長となる。

議長より事務局に、会議公開の原則から本日の審議内容における非公開事案の有無を問い、非公開事項に該当しないことを確認。

審議事項：(1) 近江八幡市文化振興基本計画進捗状況について

事務局より説明。令和 7 年度に実施した全 8 7 事業の内、庁内プロジェクト委員会で点検評価を行った 2 0 事業の中から更に 1 0 事業を抜粋し、審議会にて審議。委員の主な意見は以下のとおり。

●全体的な事項

◎計画されたことが自己評価においてほぼ達成されており、順調に進んでいる風に思いますが、個別に事業評価を見ると自己評価が同じ項目の中で一部は「妥当（４評価）」、一部は「ほぼ妥当（３評価）」とあり、「ほぼ」と評価した理由が分からず、適切に評価されているのか気になる。

⇒評価項目が不明確では適切な自己評価は出来ない。明確な評価項目、評価根拠を記すようにすること。

◎進捗管理プロジェクト委員会の中で文化会館自主文化事業について議論されたとの事だが、文化会館における事業が何に基づいて計画されているのかについて、委員の方々はご存知無いのではないかと気になった。基本計画、基本目標に基づいて事業は計画されていることを知っていただく必要があるし、そういったプロジェクト委員や審議委員を選出する際にはその辺が見える形でされてはどうか。それと、最近、文化ホールの役割がだんだんと「鑑賞事業」から街づくり・医療・教育といった「社会との関り」に寄ってきていると話を聞く。また、行う事業内容については「集客ができるもの」と「課題解決型の交流」を分けてやっていく必要があるといった意見も聞く。市民からすると、そういった交流をどのようにやっていけば良いのかが分からないと思うので、若い専門職の方々が手助けしていくことが大事だと思う。

⇒次の計画では、文化会館のなすべき役割、期待されている公共的な役割をもっと明確にすると良い。より公益的・公共的・教育的・福祉的な役割を特化し、使命を明確にする必要がある。それ以外に、いわゆる都市部のマーケットの補完という意味で、人気のあるものを適正価格で供給するという役割も否定はしないが、そればかりに偏ってはいけない。

◎事業の中で決算額が大きいものについてみた時に、事業番号 41 番の文化会館自主文化事業が 4,200 万円から 8,200 万円弱に増加している事について、予算を強化すること自体は良いが、行う事業内容については文化振興に関わる部分に沿っているか否かを見極める必要があるし、市民の声も聞いて反映できる部分は反映して頂きたい。また、事業番号 2 の伝統的建造物群の保存について、1,800 万円から 3,300 万円に増加しているが、これも重要と考えており、保存すべきものが十分に保存されているのか懸念するところもあるため、近江八幡も博物館を建てるぐらいの勢いで長期的に強化を図ってほしい。

◎福祉の観点から審議資料を見た時にユニバーサルデザイン対応について大半の事業でチェックが付いていない。事業番号 41 番の文化会館自主文化事業についてもそうだが、広く市民に開かれている事業であるからこそユニバーサルデザイン対応をしっかりと頂きたい。県内でこれだけ自主事業予算が付いている市町のホールは殆ど無いと思うので、その辺も意識して課題に取り組んで欲しい。

◎全体的に評価の付け方が甘い印象を受けた。伝統建築の住人の方で家族が減ったことから「ここを潰してガレージを作りたいと思っても出来ない為、伝建の認定を外して欲しい」

というような意見を聞く。そういう意見が出ている事も頭の片隅に置いてもらいたい。また、景観を損なわない意匠についての協議はどこまで出来ているのか、意匠の権利がどの程度あるのかが分からなかった。それと、給食で感謝の心を育てることに感動した。ただ、お金があれば野菜でも何でも買えるという考え方を改め、地場産業の大事さ、自分たちで食料を生産・供給することの重要性について考えるまでの教育をされても良いと感じた。それから、文化会館自主文化事業について、関連するものと関連しないものをきっちりと分けていった方が良く、芸術だけの純粋なものを大切にしていってもらいたい。

◎市内の小中学校で、昨年度より地域探求学習に取り組みだし、伝統的建造物や水郷八幡堀りの探求や、地域住民との出会いの中で近江八幡市の美しさを五感で知り、誰が守っているのか、どのようにすれば将来的にも守っていけるのかについても学び考える取組を行っている。また、現在、1年生の学年に外国籍の子供が50名程在籍しており、20名程は日本語指導が必要な状況にある為、多文化共生の探求を進めている。言葉以上に文化の違いに戸惑ったり、互いに理解が出来ないことが起きている。

◎全体的に評価としては妥当。学校給食「はちまんの日」事業について、これは是非、親にも伝えてほしい。逆に子供から親へ伝えていく方法みたいなのを検討して欲しい。それから、沖島離島振興事業について、県の観光と何かタイアップして、例えば移住体験とか出来るといいのではないかな。県からしたら大きくPRできると思う。特に淡水湖の有人島は日本ではそこしかないし、県がアピールするのにはちょうどいいのではないかな。それと、総合医療センター総務課が実施している病院内での絵画展示事業について、絵の題名を明るい題名にするなど、こういうところでコーディネーターが入り、勉強していくことは大事。作り手の拘りや想いの尊重と病院内で作品を見る側への配慮など、全体の調整をコミュニケーションをとりながら進めることは人材育成にもなり、深めていってもらいたい。もう一つ、青少年美術展覧会事業について、子供たちの美術に関わる機会として今後も深めていってもらいたい。

●事務局の回答・説明

ご意見ありがとうございます。各ご意見に対し、市としての考え方について説明をさせていただきます。まず、目標値の設定がある事業と無い事業があるという指摘について、目標値の設定およびKPI（Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。最終目標を達成するための、通過点となる中間目標（数値）のこと）の設定は事業を評価する上で重要であるため、今後の進捗状況調査シートの作成についてはKPIないし目標数値をしっかりと設定するよう習慣づけていきたいと思っております。また、各事業が文化振興基本計画のどの基本目標に基づいて実施しているのかについて、よりしっかりと意識をして事業に取り組むべきとのご意見を頂きました。これはおっしゃる通りであり、今後、担当課として各担当者へしっかりと伝えていきたいと考えております。

文化会館へのご意見について、全ての人に開かれた事業を実施していくために、誰もが使いやすい文化会館にということでユニバーサルデザインのお話もありましたが、そうい

ったことも意識しながら事業を実施していきたいと思います。

伝統的建築物群についてですが、文化財に指定されているため、指定を外す外さないを簡単にできるものではありません。やはり、住んでいる方、所有者の方の「伝建を守っていく意識」の醸成を文化振興課としては啓発活動などを通して続けていきたいと考えております。

環境学習や多文化共生に対する小学校での学習について、文化・芸術・歴史の次世代への継承は子供の頃からの学習が必要だと考えているため、引き続き市としても意識をしながら子供たちに対して文化芸術、または歴史教育への支援をしていきたいと考えております。

沖島へのご意見につきまして、離島振興の関係で県と市がタイアップして事業を実施していますが、淡水湖における有人島は沖島が日本で唯一であり、世界的にも珍しいということで、これについては市としてもどんどんアピールをしていきたいと考えております。

最後に、病院の絵画展示事業について、コーディネーターというご意見をいただきました。これは病院で絵を飾るにあたり、色々と指導頂きながら進めることは、描いている方にしても、勿論コーディネーターの人材育成にも繋がっていきますので、是非考えていきたいと考えております。以上です。

審議事項：（２）第２期近江八幡市文化振興基本計画の策定について

事務局より説明。第１期近江八幡市文化振興基本計画の対象期間の終了に伴い、令和８年度中に次期計画の策定の完了を目指し、審議会へ意見を求めた。主な意見以下のとおり。

●意見

◎計画の対象期間を１０年間とした場合、計画当初と終盤で状況が変わるため、目標値の設定も難しく、長すぎるように思う。県も「滋賀県文化振興基本方針（第４次）」を５年間で策定している。近江八幡市では２期の基本計画の対象期間をどうするのか、一度、議論が必要に思う。

⇒法治国家である日本において、法の支配の下での行政であることから、条例の制定および拘束的・管理的な計画を策定することで、計画に記載のある事はやる、記載のないことはできないと明確化する。計画の変更が必要になった際には審議会にかけ、同意を得た上で変更を行う。そういう運用方針で第１期近江八幡市文化振興基本計画が策定されている背景がある。したがって、第２期も対象期間は１０年とし、その間に状況が変われば、必要に応じて審議会にかけ、目標の変更や指標の変更などを行っていけば良いと考える。

また、今後、文化振興基本計画関連の事業を実施する際には、チラシやパンフなどに「本事業は近江八幡市文化振興基本条例第○条および文化振興基本計画第○号に基づき、実施するものです」とクレジットを明記するようにしてもらいたい。これは既に他市でも実施されている。

さらに、第２期基本計画では障がい者の文化芸術活動促進法に基づく事業についてもしっかりと記載をお願いしたい。

◎人口減少や高齢化など、時代による変化は踏まえないといけない。公共施設の縮小もこれからは避けられない。また、外国人の数も増え、共生社会についても盛り込む必要を感じる。

文化会館の事で言うと、今後人と人との関係がだんだんと希薄になるため、人が集まり話をするコミュニティや広場を作っていく必要があるし、文化会館が創造の拠点となる事は間違いない。今のところ基本計画には文化会館の積極的活用と書いてあるが、文化会館を外にしているような控えめな印象を受けるので、より文化会館自体が中心となってやっていくようにしてはどうか。

⇒第2期基本計画では文化会館の役割、位置づけを曖昧に置かず、明確に示す。学校の子ども達が卒業するまでに文化会館において芸術に触れる時間を保証するであるとか、文化会館の機能であるアートマネジメント機能を使い、学校へアウトリーチさせる事業のプロデューサーをするとか、インリーチ事業・アウトリーチ事業をこれからは明確にする。また、今回は、医療機関も巻き込まないといけないと考えている。

◎基本計画を10年計画でぼやとした状態で進めてしまうと、途中で見直しが必要と考える。それと、地域における歴史や行事を文化の範囲に加えて頂きたい。近江八幡市では色々な素晴らしい伝統があり、それらをしっかりと捉えて大切にしていくことが重要。そのため、近江八幡の歴史、あるいは近江の歴史を伝え、それから、いろんな各所で行われている伝統行事についても、文化の中に取り入れてもらいたい。

⇒地域の民俗芸能や伝統行事も査定に入れてほしいということですね。その辺をしっかりと項目として起こしましょう。今は都市文化と市民文化に特化していますけど、地域文化も視野に入れる、そういう構造にしたらどうか。いわゆる、都市政策としての芸術文化政策と、それから、文化財保護も視野に入れているから、歴史文化・文化財保護制度、文化財の保存・活用。それから、歴史文化で。それから、先ほどおっしゃったように各地域の文化をもっと習俗とか、民族とか、芸能とかちゃんと応援しましょう。左側が個別の市民の属性に応じた市民の文化的人権保障という柱立てにすれば、今は都市政策と市民文化政策にちょっと歴史文化を入れているような感じ。そこに地域文化をちゃんと入れる。

◎市民文化と都市文化に分類しているが、近江八幡市において「都市」と言うと都会的な意味で誤解される気がする。「都市文化」ではなく「地域文化」というふうに言い直した方がわかりやすい。

◎議論のために文化の分け方について整理・説明すると、縦軸には上が選択的なもの（都市文化）、下が選択の余地がないもの（歴史文化）。横軸は公平・平等・緻密が前提で、左が個人（市民文化）、右が地域（地域文化）。この4軸に分けましょう。

◎昨年度、滋賀県が各市町に対して実施した調査があり、これに近江八幡市は回答された形跡がありません。「障がい者の文化芸術推進法第8条第1項に基づく地域公共団体における障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定しているか」という項目で、単独の

計画として策定しているところはないが、甲賀市が「現在、策定はしていないが、今後、計画を策定する予定がある」と回答している。また、「文化芸術基本法に基づく市町の文化芸術推進基本計画」の中で障がい者の文化芸術活動の推進する施策を記載しているかという、県内ではあるところと無いところがあるような状況で、まだまだ福祉先進県と言いながら課題は沢山ある。近江八幡市ではこの点についてしっかりと計画において記載すべき。

◎全体を通して内容が非常に熱心に書かれており、すごいなと思っています。聞いた話ですが、スウェーデンの方では法律で一都市に音楽のミュージアムを置くように定められているらしく、その点で日本は遅れている印象。それから、近江八幡市におけるDMO（Destination Management / Marketing Organization）の略。観光地域づくり法人。地域の多様な関係者と協働し、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人のこと）の推進について、これは、一般的には食・芸術・芸能・風俗・因習など、当該地域にある観光、これをどのようにビジネスに結びつけていくのか、どういう戦略があるのか聞きたい。それから、文章の中で効率的っていう文書が出てくるが、最近「便利」だとか「効率的」だとか、そういう言葉が非常に増えてきている。これは少し危険な感じがする。やはり、文化はあまり効率的にとか考えるものでは元来ない。そのため、「効率的に」とか「便利」とか、「安全」だとか、そういう言葉が出てくることに引かれた。

◎学校では多様性がどんどん増えており、外国籍の子ども、障害のある子、発達障害の子、家庭的に朝ご飯が食べて来れない子、そういった文化的・人権的な面でも本当に多様になっていると感じる。学校は全ての子が体験できる公平性、義務があるため、子供たちに文化を体験させる意味はすごく大きい。ここ数年、文化振興課のふるさと基金の活用等による事業で4～6年生が文化会館でOsaka ShionのオーケストラやYAMATOの太鼓とかミュージカルを観る機会を得ている。学校に沢山の芸術家も派遣されている。プロが教えに来ることで子供たちの音が変わる光景を目の当たりにしている。しかし、こういった事業が本当に続くのかというと、経験上、無くなってしまう。だから、しっかりした計画、実効性のある計画で、子供たちの文化的な教育を守って頂きたい。

⇒家庭の状況や貧富の差によって子どもの芸術体験に格差が生まれている由々しき状況である。子どもの将来の職業選択に関して、スポーツや芸術へのアクセス権が社会階層的に落差があるのはとんでもないことである。所得に関係なく、子供の選択に自由を与えることはとても大事な事。今の学校教育では芸術科目の時間数が減らされ、だから、日本から優れた芸術家が出にくくなっている。やはり、基礎教育の段階でカバーしていく必要がある。

◎都市文化と市民文化の分類について、分類の定義をより明快にしたい。それともう一つ、基本目標5の「文化活動の担い手の育成」について、次の段階として文化に関わる人をより多くしていくことを目標にしていくよう強調したい。

⇒都市文化について、例えばシティプロモーションや観光振興。これは選択的性質のものであり、選ばざるを得ない。平等・公平論では出来ないこと。一方で、文化財保護と市民文化政策も一緒にしてはいけない。論理が違う、専門性も違う。博物館学芸員とアートマネ

ージャーは別で専門性がそれぞれある。

◎文化会館というのは機能であり、施設であり、組織であり、事業のプロとして先頭に立つことをはっきり明記して欲しい。あと、総合文化計画なので、図書館・公民館・博物館・文化ホールそれら全部を射程に入れて考える必要がある。だから、生涯学習に関する記述も入れる。もし、図書館基本計画があるのであれば、その図書館基本計画を読みこなしの上で、それを下位計画として視野に納め、市民文化政策としてバックアップするような記述を入れてほしい。例えば、堺市などはそういった計画体系になっており、堺市文化条例の下に図書館計画や文化基本計画がくっついている。近江八幡市も文化振興基本計画をそういう総合上位計画に持っていったらどうか。

◎この4本柱（都市文化・市民文化・歴史文化・地域文化）で整理。それから、最近の法律の編成についても追加すること。文化観光振興法、文化財保護法、障害者文化芸術促進法。変遷があればその過不足を反映させること。それから、文化芸術振興基本法（旧法）と文化芸術基本法（新法）との間でどのように変わったのか記述を入れて欲しい。生活文化の中に「沖縄の料理」が入ったこと、地域文化のところに「沖縄の手踊り」が加わったこと。旧法では生活文化が書道・華道・茶道だったが、これは改正されないまま。しかし、次の第2期基本計画では生活文化に入れたらまずいと思う。書道・茶道・華道、これらは芸術。生活文化は学問的には衣食住を指す。新たな新法では「各地方公共団体も審議会を作ること」を懲罰します。各地方公共団体も文化基本計画作ることを懲罰します」ということが書かれてあることも入れておいてほしい。旧法には無かった。それで一定程度、地方公共団体も審議会・基本計画を作ることに加勢がついたが、今まだ全国的には至っていない。なぜならば、この法律は国の文化政策に関する立法であって、都道府県市町村の地方公共団体に関する立法は、自治立法としての条例に委ねられているため。つまり、これは法定外自治事務なので、条例を作るか作らないかは自治体の自己判断。そのため、条例が無い場合、某市における混声合唱団とか弦楽合唱団の廃止問題のように、市上層部の恣意性によって実行される危険性はどうしても排除できない。そこで、法治主義に置き換えることをちゃんと書いてほしい。

報告事項：（１）令和7年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金採択事業実績について

◎ 5番の事業で採択補助の金額を比べて決算額が非常に少ないのはなぜか。安く済んだ理由があるのでしょうか。

⇒おそらく、採択額なので、まずはこの金額で採択されました。その後、実際に事業を実施した後に、決算額で実際に支払う流れですが、その際に補助金の対象経費になるものとならないものとかあり、整理をした結果、7万9000円の交付ということになったと理解します。担当が今おりませんので、そのように考えております。

報告事項：（２）令和８年度近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金の採択結果について

◎市民文化と都市文化の中で、入れ替えたものが幾つかあるため説明します。例えば７番の八幡跡地ふるさとアカデミーについて、これは元々、市民文化としてきたが、内容を考慮し、都市文化に変更した。それからもう一つ。９番の自分探しをする会は内容から見て、都市文化から市民文化に変更。

◎例えば、都市文化の事業に１００万円の補助があり、片一方は３０万円の補助がある場合、多い方とするというようなことが少し伺える。この辺は協議する必要があると考える

⇒市民文化の補助額と都市文化の補助額で、補助金の上限額を変えても良いかもしれない。

ちなみに、区分のあり方について、都市文化の形成に役に立つという考え方は、近江八幡の知名度を上げるとか、アイデンティティを高めるとか、そういうもの。

例えば、某県の場合、国際的なイベントがあり、上限１０００万円の助成金がある。ただし、対象は１件だけ。そして、これに対して１件の申し込みがあるのみで、それ以外のライバルは出ない。採択するかしないかは委員会で決める。過去に１度、不採択の結果を出した時期もある。つまり、特権・既得権ではないということ。補助金を貰って当り前みたいに使われたら困るため、プロポーザルにも出てもらい、終わった後の報告会もしてもらった。さらに「高校生たちを主役とした教育的資源に残すこと」という条件をつけて、その上で採択した事例。これは国際的なシティプロデュースに役立つから１０００万円。国内的なプロデュースに役立つものであれば１００万円単位。それから、市民文化関係については１０万円～３０万円。３０万円が上限。それぞれ団体が１団体、５団体、さらに２０団体というふうに区分を決めていた。そういうふうに近江八幡市にも発展させてほしい。

報告事項：（３）令和８年度地域未来交付金の事業補助金の採択結果について

◎国の地方創生の交付金、第２世代交付金が採択され、今年度実施する事業。１つはふるさと音楽祭振興事業。もう１つは歴史文化資産周遊促進事業。具体的な内容としては地域資源を活かし、地域資源の価値を創造する様々な事業を実施。イベント、主には音楽祭を地域資源で実施することにより、地域の魅力発信に努めていく。もう１つの事業は、パンフレット制作。近江八幡市の水郷というのは、国内第１号の重要文化的景観であり、それを周知する周遊マップやパンフレットが市民向けに無かった為、今回、採択された交付金を使い、パンフレット等を製作する。

その他

◎KPI のあり方について課題が残っている。これは各担当部局が自分で考えたら良いと考える。「何のためにこの事業やっているのか」「何が達成されたら事業は成功なのか」について考える訓練をしないといけない。アウトプットとアウトカムの違いについて。例えば、子どもたちの学力が上昇したとか、芸術が好きな子供が増えたとか。この中長期アウトカムは意識変化、行動変化、結果変化の三つでアウトカムを探ることができる。そういうことを現場の人は考える練習をして欲しい。そういった事を考えた上で、どれだけのコストをかけて成果を達成したか。一番原始的な達成成果は効率性だが、効率性だけで止まることなく、次は

社会的な結果変化を何に求めるかということを考える練習を現場にはさせてほしい。何故この仕事をやっているのかを問われた時に理由と目指す成果について答えられるのが公共政策のプロ。文化ホールに芸術専門職の方が配置に就くのであれば、そういう方にその指導者になってもらえるようにお願いしたい。それが KPI のあり方。

◎次期計画では、都市の文化政策や歴史文化政策はそれぞれイデオロギーが違うことを押さえ、整理する。市民文化政策とか地域文化政策は公平・平等・人権、あるいは地域的・地理的偏差の解消ということ。それから、民俗文化の保障というのは、歴史文化政策と地域文化政策の中間に位置しますが、もう一つの概念としてシチズンシップを入れても良いと思う。シチズンシップはつまり市民精神、郷土愛、市民としての自覚や市民としての義務など。ちなみに、シチズンシップ教育は今の日本には無く、学校でも教えていない。だから、社会教育とか生涯学習部門でそれを補完していくことが重要。昔は学校と家庭とでしつけ教育を十分にやっていたから良かったが、今は進学教育ばかりのため、偏差値重視になりすぎている。記憶力の達者な、お勉強はできるけど常識のない子どもというのが出始めていて、社会的弊害も出ている。そういうのをなくすためにも基礎教育を応援する生涯学習・社会教育という観点を基本計画に入れる。この計画が教科書になるような、そういう計画書にしてほしい。

閉 会（午前12時00分）

◎議長ありがとうございました。また、委員の皆様も本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。いただきましたご意見につきましてはまた整理をしまして、次は基本計画（案）を作成したいと思います。案につきましては7月の文化振興審議会ですら再びご意見をいただきまして、その後パブコメをして、最後策定という流れでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。次回の日程については、また調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それではこれをもちまして、令和8年度第1回文化振興審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。